

室蘭市省エネルギー住宅普及推進助成金要綱

平成28年6月17日 制定

平成29年5月22日 改正

(目的)

第1条 この要綱は、室蘭グリーンエネルギータウン構想を踏まえ、省エネルギー住宅の普及に係る啓発を行う省エネモデル住宅の建設及び公開を促し、再生可能・未利用エネルギーの地域内利用や水素利用社会構築に向けた取組みの推進を図るため、室蘭市省エネルギー住宅普及推進助成金（以下「助成金」という。）の交付に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、市民とは住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者をいう。

(助成対象)

第3条 助成対象となる機器は、新品でかつ購入金額が150,000円以上（消費税等を除く）の家庭用定置式燃料電池（エネファーム）（以下「対象機器」という。）とする。

(助成金の額等)

第4条 助成金の交付額は150,000円とし、予算の範囲内において助成金を交付する。ただし、対象機器の購入に加え、別表1に定める機器を1機種以上（以下、対象機器を含めて「対象機器等」という。）設置しなければならない。

2 助成金の交付は、同一年度1世帯につき1回限りとする。

(助成金の交付対象者)

第5条 助成金の交付対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 自ら居住又は居住しようとする市内の住宅（店舗等の併用住宅を含む。）に、対象機器等を設置し、一定期間公開し普及啓発を行う者。ただし、共同住宅又は長屋は対象外とする。
- (2) 建売住宅供給者等から一定期間公開された市内にある対象機器等付住宅を購入し、自ら居住しようとする者

2 助成金の交付対象者は、次の各号に掲げる要件を全て満たしていなければならない。

- (1) 市民である者
- (2) 市税を滞納していない者
- (3) これまでに本要綱による助成金の交付決定を受けていない者

(手続代行者)

第6条 助成金の交付対象者は、この要綱に定める交付申請について、対象機器等を販売又は設

置する者に対して、これらの手続の代行を依頼することができる。この場合、交付対象者は委任状（様式第1号）を、市に提出するものとする。

- 2 前項に定める交付申請に係る手続の代行を依頼された者（以下「手続代行者」という）は、依頼された手続に対し、誠意をもって実施するものとする。また、本手続の代行を通じ得た情報は、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)に従って取り扱うものとする。
- 3 市長は、第1項に規定する手続について、手続代行者が不正な手段により行った疑いがある場合、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、当該手続代行者の名称及び不正の内容を公表し、当分の間、手続の代行を認めないことができるものとする。

（助成金の交付申請）

第7条 助成金の交付を申請する者（以下、「交付申請者」という。）は、対象機器等の設置を終え、支払いが完了した後に、交付申請書兼同意書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 対象機器等の仕様、規格などが確認できる仕様書・カタログなどの書類
- (2) 対象機器が新品であることが判る保証書等の写し
- (3) 対象機器の本体の費用及びその支払いが判る書類の写し
- (4) 対象機器を一定期間公開したことが判る配布物、写真などの書類
- (5) 対象機器等の設置状況写真
- (6) 口座振替依頼書（様式第3号）
- (7) 交付申請時用アンケート（様式第4号）

- 2 前項の申請は、対象機器等の設置が完了した日の属する年度に行わなければならない。

（交付決定等）

第8条 市長は、前条の助成金の交付申請があったときは、これを審査し、交付の適否を決定するとともに、助成金交付（不交付）決定通知書（様式第5号）により交付申請者に通知する。

（助成金の交付）

第9条 前条の規定により助成金の交付の決定をしたときは、速やかに助成金を交付するものとする。

（助成金の交付決定の取消等）

第10条 市長は、助成金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当した場合、助成金の交付の決定の全部又は一部を取消し、助成金の全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) 交付決定を受けた者が、交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
- (2) 虚偽の申請又はその他不正行為により助成金を受給したことが明らかなき

- 2 前項の規定により、交付の決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

3 前項の規定により、助成金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、年10.95%の割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

(書類の整備、保存)

第11条 この要綱に基づき助成金の交付を受けた者は、当該助成金に関する書類を整備し、これを助成金の交付が完了する日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(協力)

第12条 この要綱による助成を受けた者は次に掲げる事項について協力しなければならない。

- (1) 対象機器の使用状況等に関するアンケート調査
- (2) その他市長が協力依頼する事項

(補則)

第13条 この要綱に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月17日から施行する。

この要綱は、平成29年5月22日から施行する。

第4条関係

別表1

機器	機器要件
太陽光発電設備	<ul style="list-style-type: none">● 発電設備が電力系統（配電線）に電氣的に接続されていること● 発電出力が10KW未満の設備であること● 日本工業規格等で認められているもの● 未使用品であること（中古品は対象外）
ホームエネルギーマネジメントシステム (HEMS)	<ul style="list-style-type: none">● 住居の電力使用量を計測・蓄積し、電力使用量の「見える化」ができること● 未使用品であること（中古品は対象外）
LED照明器具	<ul style="list-style-type: none">● LED照明器具とは、LED用に設計され、LEDを光源とした照明器具であること● 主要な居室へLED照明器具が設置されていること● 未使用品であること（中古品は対象外）